

外部サービス利用型（介護予防）特定施設
入居者生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人 登米福祉会
養護老人ホーム きたかみ園

外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護重要事項説明書

1. 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 登米福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県登米市登米町寺池辺室山27
- (3) 電話番号 0220-53-7227
- (4) 代表者氏名 理事長 高倉 猛 男
- (5) 設立年月日 平成20年 5月12日

2. ご利用施設について

- (1) 施設の目的 ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行い、日々快適で安心の出来る環境を提供する事を目的とします。
- (2) 施設の名称 養護老人ホーム きたかみ園
- (3) 施設の所在地 宮城県登米市登米町寺池辺室山27
- (4) 電話番号 0220-53-7227
- (5) 施設長 施設長 平山 法之
- (6) 施設の運営目標

- 1 人権を尊重し、プライバシーに最大限の配慮が出来るよう、利用者の意向や希望を尊重し、ユニットが持つ環境面の力を十分に活用して、利用者自身が自主的に自律ある生活を営むことが出来るよう支援する。
- 2 四季折々情緒ある生活が営めるよう、ユニットや共有空間、施設内外の環境整備を行う。また、食事面においては地域の旬の味覚を楽しみながらも、栄養のバランスを考慮し、生活習慣病の予防と指導を行う。
- 3 自主的で自律した生活構築を行う為、ユニットでの生活行為の充実を図り、運動を取り入れたレクリエーションや行事の参加など、活動的な生活となるよう支援する。
- 4 個々の心身の状態に応じた自律に向けたケアが実施されるように、本人およびその家族の意向を取り入れ、適切なアセスメントに基づいた個別処遇計画を作成、モニタリング、評価を定期的の実施すると共に、指定居宅サービス事業者との連携を密に行う。また、ユニットケアを支える支援員の資質向上に向けた研修も定期的の実施し、質の高いサービス提供に努める。

3. 施設の概要について

- (1) 定員
71名
- (2) 設備等の概要
当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・整備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	71室	1階31室、2階40室
食堂	7カ所	各ユニットに1カ所設置
談話コーナー	7カ所	各ユニットに1カ所設置
トイレ	28カ所	各ユニットに3カ所設置
浴室	8室	一般浴槽は、各ユニット設置 特別浴槽は、1階設置。
集会室	1室	1階
面会場所	1カ所	1階集会室内

※収納設備完備、冷暖房完備。

4. 職員の配置状況

当施設では、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

(1) 施設長 1名（常勤・兼務）

施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名（常勤・兼務）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 介護職員 8名（常勤・兼務）

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

4 看護職員 1名（常勤・兼務）

看護職員は、利用者の健康管理を行い、健康に生活できるようにする。

5 計画作成担当者 1名（常勤・兼務）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※夜間については夜勤者1名・管理宿直者1名を配置しております。

5. サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスに付き事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

① 広域介護サービス登米（指定訪問介護事業所）

宮城県登米市登米町寺池桜小路 89

② こういきデイサービス～憩いのプラザ～（指定通所介護事業所）

宮城県登米市南方町鴻ノ木 1 3 1 番地の 1

③ 宮城登米広域介護サービス（指定福祉用具貸与事業所）

宮城県登米市迫町佐沼字光ヶ丘 140 番地の 2

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

- ・ 指定訪問入浴介護
- ・ 指定訪問リハビリテーション
- ・ 指定通所リハビリテーション

6 利用料金

(1) 利用者の要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なり、利用料詳細については以下のとおりです。）

① 要介護者の場合

サービス種別		基準額	1割負担	2割負担	3割負担
基本部分 (入院及び外泊期間等は除く)	1日につき	840円	84円	168円	252円
訪問介護 (身体介護) 1回につき	15分未満	940円	94円	188円	282円
	15分以上 30分未満	1,890円	189円	378円	567円
	30分以上 45分未満	2,560円	256円	512円	768円
	45分以上 1時間未満	3,410円	341円	682円	1,023円
	1時間以上 1時間15分未満	4,260円	426円	852円	1,278円
	1時間15分以上 1時間30分未満	5,110円	511円	1,022円	1,533円
訪問介護 (生活介護) 1回につき	15分未満	480円	49円	98円	147円

サービス種別		基準額	1割負担	2割負担	3割負担
訪問介護 (生活介護) 1回につき	15分以上 30分未満	940円	94円	188円	282円
	30分以上 45分未満	1,420円	142円	284円	426円
	45分以上 1時間未満	1,900円	190円	380円	570円
	1時間以上 1時間15分未満	2,140円	214円	428円	642円
	1時間15分以上	2,560円	256円	512円	768円
通院乗降介助	1回	850円	85円	170円	255円
通所介護 (通常規模) 7時間以上 8時間未満	要介護1	5,920円	592円	1,184円	1,776円
	要介護2	6,990円	699円	1,398円	2,097円
	要介護3	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	要介護4	9,210円	921円	1,842円	2,763円
	要介護5	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
訪問看護 (訪問看護ステーションの場合)	20分未満	2,830円	283円	566円	849円
	20分以上 30分未満	4,240円	424円	848円	1,272円
	30分以上 1時間未満	7,410円	741円	1,482円	2,223円
	1時間以上 1時間30分未満	10,150円	1,015円	2,030円	3,045円
訪問入浴介護	1回	11,390円	1,139円	2,278円	3,417円
訪問リハビリテーション (病院又は診療所)	1回	2,770円	277円	554円	831円
通所リハビリテーション (通常規模：6時間以上 7時間未満)	要介護1	6,440円	644円	1,288円	1,932円
	要介護2	7,650円	765円	1,530円	2,295円
	要介護3	8,830円	883円	1,766円	2,649円
	要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護5	11,610円	1,161円	2,322円	3,483円

サービス種別	基準額	1割負担	2割負担	3割負担
指定福祉用具貸与	指定福祉用具貸与業者が定める額	基準額の10%	基準額の20%	基準額の30%

② 要支援の場合

サービス種別		基準額	1割負担	2割負担	3割負担
基本部分 (入院及び外泊期間等は除く)	1日につき	570円	57円	114円	171円
介護予防訪問介護 1月につき	訪問介護費 (Ⅰ)	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
	訪問介護費 (Ⅱ)	20,660円	2,066円	4,132円	6,198円
	訪問介護費 (Ⅲ)	32,770円	3,277円	6,554円	9,831円
介護予防通所介護 1月につき	要支援1	15,110円	1,511円	3,022円	4,533円
	要支援2	30,990円	3,099円	6,198円	9,297円
介護予防訪問看護 (訪問看護ステーションの場合)	20分未満	2,720円	272円	544円	816円
	30分未満	4,050円	405円	810円	1,215円
	30分以上 1時間未満	7,130円	713円	1,426円	2,139円
	1時間以上 1時間30分未満	9,780円	978円	1,956円	2,934円
介護予防訪問入浴介護	1回	7,700円	770円	1,540円	2,310円
介護予防訪問リハビリテーション (病院又は診療所)	1回	2,760円	276円	552円	828円
介護予防通所リハビリテーション(通常規模: 6時間以上7時間未満) 1月につき	要支援1	15,110円	1,511円	3,022円	4,533円
	要支援2	30,990円	3,099円	6,198円	9,297円
サービス種別	基準額		1割負担	2割負担	3割負担
介護予防福祉用具貸与	指定福祉用具貸与業者が定める額		基準額の10%	基準額の20%	基準額の30%

③ 加算について

・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、介護報酬総単位数に特定施設入居者生活介護の加算率11.0%を乗じた単位数を加算します。

※当該加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除かれます。

利用者自己負担額は毎月算定単位の11.0%の1割の額です。

・介護職員ベースアップ等支援加算

(2) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

特定施設入居者生活介護に係る利用料

ア 特別な介護費用

イ 生活支援費（預金・小口現金の管理、年金等収入の管理、諸々費用の支払い等に係る出納管理費）

ウ 協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

エ その他 実費

オ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1 複写につき 10 円です。

7 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

8 事故発生時の対応について

事業所は、事故が発生または再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等は、「事故発生防止のための指針」により迅速に対応します。

(2) 事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態を生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員の周知徹底する体制を整備します。

(3) 事故発生の防止のための委員会および支援員その他の職員に対する研修を定期的に行います。

2 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族、当該入所者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

3 事業所は、前項の状況および事故に際して採った処置について記録する。

4 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じます。

10 職員の質の確保

施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備します。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は正当な理由なく、業務上知り得た入所者およびその家族の個人情報等の秘密が漏洩しないように守る（守秘義務）ものとします。
- 3 職員でなくなった後においても守秘義務を負うものとします。
- 4 施設は入所者の退所に際し、居宅介護支援事業者等に入所者の同意に基づき、必要な情報を提供できるものとします。

1 1 虐待防止に関すること

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

1 2 苦情の受付について

当施設所及び行政機関等の苦情・相談の受付窓口は下記のとおりです。

- (1) 当施設に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付責任者 施設長 平山 法之
- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 後藤 幸信
- 受付時間 月～金曜日 8：30～17：15
- 受付電話番号 0220-53-7227

- (2) 施設以外に苦情解決第三者委員、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し立てることができます。

○苦情解決第三者委員

高橋 真一

電話番号 0220-52-3083

○苦情解決第三者委員

高橋 郁夫

電話番号 0220-58-3166

○登米市福祉事務所长寿介護課

住 所 宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話番号 0220-58-5551

○宮城県国民健康保険団体連合会

住 所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

電話番号 022-222-7700

私は、本書面に基づいて事業者（生活相談員）から重要事項の説明を受け、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

代理人・署名代行者 住 所

氏 名 印

続 柄（利用者との関係）